

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十八号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中
「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会の委員」
を
「未来へつなぐ文化
ステップ補助金審査委
文化財保護審議会
文化財保存活用認
文化財保護体系推」

活動ステップア
員会の委員
の委員
定会議の委員
進会議の委員
に、
「国際芸術家村構想等検討委員会の
委員」
を
「なら歴史芸術
員会の委員
なら歴史芸術
定審査会の委」

文化村構想等検討委
文化村指定管理者選
員
に、
「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県
介護保険事業支援計画策定委員会
の委員
高齢者生きがいワーク創設支援事
業補助金審査委員会の委員」
を
「奈良県高
介護保険
の委員」

高齢者福祉計画及び奈良県
事業支援計画策定委員会
に、
「医師配置評価委員会の委員」を「地域医療対策協議」

「がん対策推進協議会の委員
「神経難病医療連絡協議会の委員
」
を「がん対策推進協議会の

委員「産業振興総合センター研究開発評
」に、
「価委員会の委員
高付加価値獲得支援補助金事業評
価委員会の委員
」
を「産業振興総合セン
」
「価委員会の委員

「ター研究開発評
」
に、「国際芸術家村構想宿泊事業者選定委員会の委員」を「なら歴

「社員・シャイン職場づくり推進会
議の委員
」
史芸術文化村宿泊事業者選定委員会の委員」に、
「社員・シャイン職場づくり推進会
議の委員
いこいの村大和高原事業者選定委
員会の委員

「社員・シャイン職場づくり推進会
議の委員
」
に、
「社会教育センター指定管理者
審査会の委員
文化財保護審議会の委員
文化財保存活用認定会議の委
文化財保護体系推進会議の委

「選定
員員
」
を「社会教育センター指定管理者選定
審査会の委員
」
に、
「その他

	<p>日額 一、二〇〇円</p>
<p>日額 一〇、九〇〇円 (任命権者が知事と協議して一〇、九〇〇円未満で別に日額を定める場合は、当該日額)</p>	<p>日額 三〇〇円以内で任命権者が定める額</p> <p>行政職俸給表(一)による七級の職務の級(任命権者が知事と協議して八級以上で別に職務の級を定める場合は、当該職務の級)にある者が受ける旅</p>

に改める。

	<p>日額 一〇、九〇〇円 (任命権者が知事と協議して一〇、九〇〇円未満で別に日額を定める場合は、当該日額)</p>

を

<p>学校運営協議会の委員</p>	<p>その他</p>
-------------------	------------

費相当額。ただし、旅費条例に定めのある旅費については、一般職の職員の例による。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。